

# 2017年度 法科大学院

## 第一期入学試験問題

### 1 時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 60 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

医薬品等に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的として制定された「薬事法」（以下「法」という。なお同法は、現在では、大幅に改正され、名称も「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と変更されている。）は、医薬品等の供給業務に関して広く許可制を採用し、その第5条において都道府県知事の許可がなければ薬局等を開設してはならないと定めていたが、昭和38年の法の改正により、薬局および医薬品の一般販売業の開設の許可条件を定めた第6条第2項において、設置場所の配置の適正の観点から許可をしないことができると定められ、その具体的内容の規定は、同条第4項により、都道府県の条例の定めにならされている。その改正趣旨としては、一部地域における薬局等の乱設による過当競争のために一部業者に経営の不安定を生じ、その結果として施設の欠陥等による不良医薬品の供給の危険が生じるのを防止すること、および薬局等の一部地域への偏在の阻止によって無薬局地域又は過少薬局地域への薬局の開設等を間接的に促進することが挙げられ、これらを通じて医薬品の供給（調剤を含む。）の適正をはかることがその趣旨であると説明されていた。

こうした法の規定に基づき、Y県条例は、新たに薬局等を開設する場合には、既存の薬局等から、相互の建物の出入口間の水平距離による最短距離により、おおむね100メートル以上離れていなければならないとする距離制限条項を定めた。

Y県内外でスーパーマーケットなどを経営していた株式会社Xは、Y県A市の商店街の店舗において法の定める「医薬品の一般販売業」を行おうとしてその許可を申請したところ、同店舗から水平距離による最短距離80メートルの所に既設薬局が存在していたため、Y県知事は、同申請に対して不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を行った。そこで、Xは、同不許可処分の取消をもとめて出訴した。

### 設問

本件不許可処分を違法とするために、どのような憲法上の主張ができるか述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）